

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 地域における避難支援体制

地域支援者は、災害発生時に個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは自主防災会へ連絡するものとする。

(2) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努める。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要支援者への情報伝達

市は、同報無線や広報車のほか、やいづ防災メール（※用語の説明）、市公式 LINE、テレビ・ラジオなど、様々な手段により、要支援者へ避難情報を発令する。

また、発令された避難情報が要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

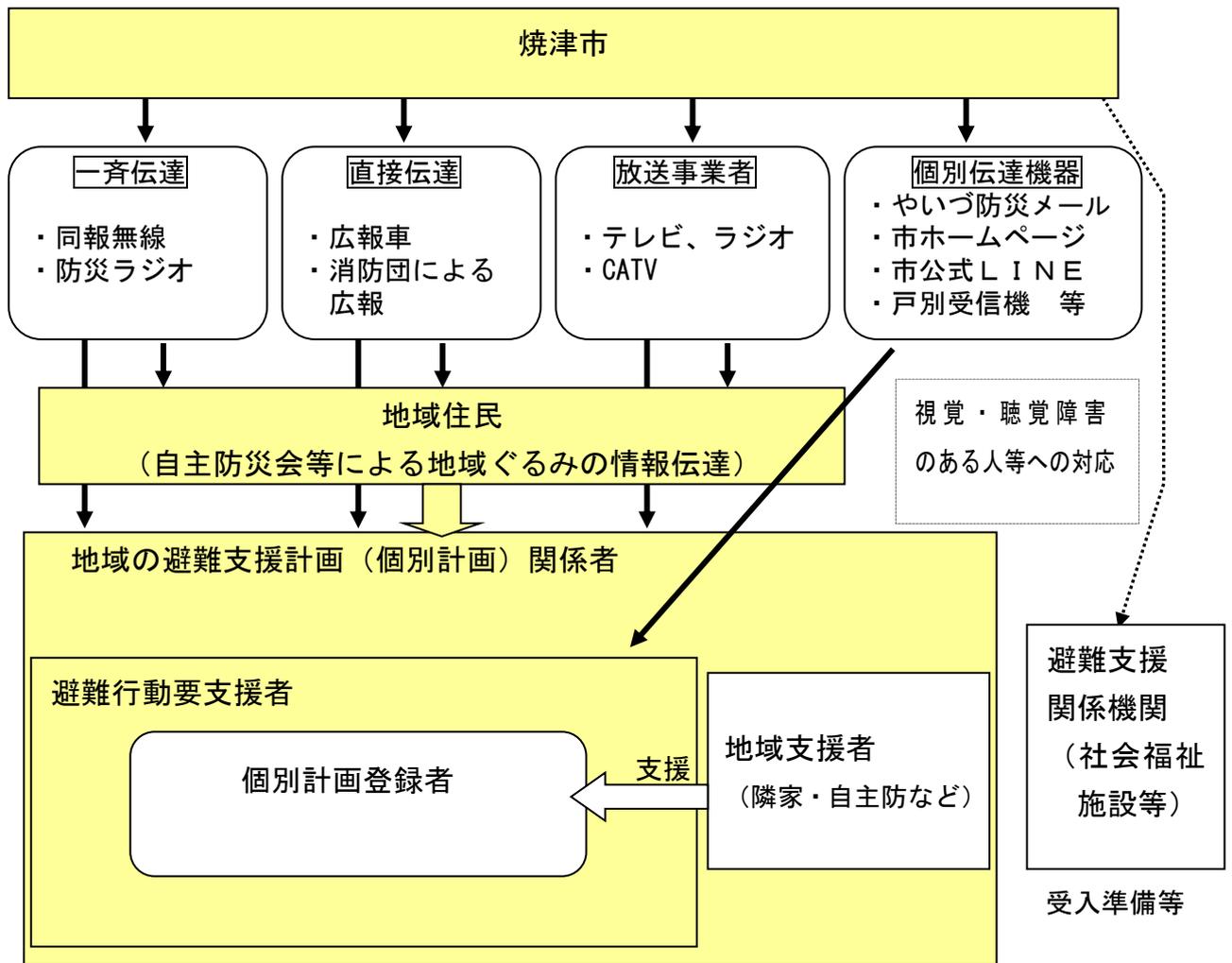
(2) 地域支援者への情報伝達

市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、地域支援者へ避難情報を伝達する。また、地域支援者に対しては、市や民生委員・児童委員が協力し、やいづ防災メール等の登録を促し、情報伝達の強化を図る。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要支援者支援体制の確保に努める。

避難行動要支援者避難支援の情報伝達イメージ



3 要支援者の避難支援方法等の普及

市は、自主防災会、民生委員・児童委員を対象に、要支援者情報の収集・共有や避難支援計画の必要性、管理方法、共助の重要性や役割等について説明会を開催する。

また、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

4 避難支援訓練の実施

市は、要支援者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、総合防災訓練・地域防災訓練等において要支援者の避難支援訓練を実施する。

5 安否確認情報の収集体制

(1) 要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、自主防災会が実施する。

自主防災会は、収集した安否情報を自主防協力班を経由し、災害対策本部内に設置される要支援者支援チームに報告するものとする。

(2) 地域支援者からの報告

地域支援者は、要支援者を避難先へ移送した場合や要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、自主防災会に報告するものとする。

(3) 民生委員・児童委員からの報告

要支援者の中には親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要支援者も多く、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい側面があるため、平常時から要支援者と身近に接しており、また、要支援者の情報を保有している民生委員・児童委員が自主防災会と連携し、要支援者の安否確認を行い、その情報を自主防災会に報告するものとする。